

## 半田市営住宅入居申込み多数回落選者優遇措置事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市営住宅に多数回入居申込みし、落選した者(以下「多数回落選者」という。)に対し、市営住宅入居者決定抽選会(以下「抽選会」という。)において優遇措置を講じるために必要な事項を定めることを目的とする。

### (要件)

第2条 この要綱において多数回落選者とは、半田市営住宅条例(平成9年半田市条例第47号。以下「条例」という。)に定める入居資格を満たしている者で、抽選会において6回以上落選したものをいう。

### (優遇措置)

第3条 多数回落選者に対する優遇措置は、抽選機による割当番号を2個与えることにより行うものとする。

### (優遇措置の申出)

第4条 多数回落選者が、前条に規定する優遇措置を受けようとするときは、抽選会受付時に市営住宅入居申込受付票(この要綱の施行日以降のもので、抽選会受付欄に押印のあるものをいう。)を7枚以上提示し、申し出なければならない。

### (権利の譲渡)

第5条 優遇措置を受ける権利は、譲渡することはできない。ただし、次に掲げる者が、条例に定める入居資格がある場合は、この限りでない。

(1) 入居申込者が死亡した配偶者(未届けの夫・妻を含む。)

(2) 過去に婚約中として申し込んでいた入居申込者と正式に婚姻した配偶者

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。